

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ（所在地 東京都港区）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和4年12月23日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 相場 明男
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 成澤 裕子
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社ADKマーケティング・ソリューションズ	東京都港区虎ノ門1-23-1

2. 指名停止措置期間： 令和4年12月23日～令和5年3月22日（3ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者の元代表取締役社長は、令和元年11月～令和4年1月にかけて、令和3年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における大会スポンサーの契約業務などを担当する販売協力代理店に選定されるよう、当時の大会組織委員会理事に組織委員会のマーケティング専任代理店側に対する働きかけを依頼し、その謝礼として約1,400万円を渡したとして、令和4年10月19日、贈賄容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕された。

5. 措置理由

上記4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第4号イに該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（贈賄） 4 次のイ又はロに掲げる者が当該部局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上9ヶ月以内 1ヶ月以上3ヶ月以内